

古河電気工業株式会社
戦略本部 戦略人事部長 赤塚 多聞



古河電気工業株式会社／奨学生募集について

拝啓 貴学益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社社員採用に際しましては、常々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、古河電気工業株式会社 奨学生を下記要領にて募集いたします。本奨学金制度は大学院における修学を援助し、将来有望な人材を育成することを目的としています。

貴専攻におかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、奨学生志望者をご推薦いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象者 **修士課程 1 年在籍者**（2023/4/1 時点）
当社への入社を積極的に検討いただける方を募集いたします。
その他の詳細については別添をご確認ください。
※古河電気工業株式会社 2024 年度奨学金規程抜粋
2. 推薦人員 1 専攻につき 1～2 名
3. 支給額 **8 万円（月額）**
4. 支給開始 **審査会合格後、対応可能な月から卒業まで**。ただし、留年された場合には、その時点で奨学金の支給を打ち切りと致しますので、ご注意ください。
5. 返済義務 当社に入社し、3 年間勤務された方は**返済を免除**いたします。
6. 申込要領 以下の当社指定書類 3 部（別添）に必要事項をご記入の上、担当宛にご郵送ください。
 - ・奨学生志望者願書
 - ・奨学生推薦書
 - ・奨学生応募志望者調査書※応募者が複数いらっしゃる場合は、コピーしてお使いいただくか担当宛までご連絡いただければ別途郵送いたします。
7. 申込締切 第 1 回：2024 年 2 月 9 日（金）必着
第 2 回：2024 年 3 月 1 日（金）必着
8. 審査会 第 1 回：2024 年 2 月下旬（予定）
第 2 回：2024 年 3 月下旬（予定）
場所：古河電気工業株式会社 本社
※新型コロナウイルス拡散防止のため、状況によっては審査会をオンラインにて実施する場合がございます。
※応募多数の場合は、事前に書類選考をさせていただきます。
※選考結果に関するお問い合わせには、お答えいたしかねます。
9. 問合せ及び書類送付先
〒100-8322
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号 常盤橋タワー
古河電気工業株式会社 戦略本部 戦略人事部 人材採用課 技術採用担当宛
03-6281-8515
fec.recruit@furukawaelectric.com
<http://www.furukawa.co.jp>

以上

奨学生応募志望者調査書

ふりがな 氏名		印	男・女（歳）
学 校 学部/研究科 学科/専攻・学年	国／公／私立（該当に○印）		
〒 住所		電話番号	
卒業後のあなたの進路で該当するものに○をつけてください。			
1. 進学 2. 就職（①民間企業 ②官公庁 ③まだ決めていない） 3. まだ考えが決まっていない			
現在のアルバイトの状況で該当するものに○をつけてください。			
1. アルバイトをしている 2. アルバイトをしていない			
アルバイトをしている場合、どのような仕事が記入してください。			
現在のあなたの住居形態について該当するものに○をつけてください。			
1. 自宅 2. 寮 3. 賃貸 4. その他（ ）			
現在のあなた月収入額がどの位か記入してください。			
1. 仕送り 円 2. アルバイト 円 3. その他 円			
当社の奨学生を志望する理由を記入してください。			
記載内容に相違はなく、私は古河電気工業株式会社奨学生募集要項の内容を理解し、奨学生に応募致します。			

本調査書の内容は、当社の奨学生を選定するに当たってのみに使用し、ご記入いただいた個人情報当社で厳重に管理致します。

古河電工奨学生 推薦書

年 月 日

大学院又は大学名

研究科専攻又は学部学科

記入者役職 記入者氏名 印

連絡先住所 〒

連絡先電話番号 メールアドレス

推薦者について

氏 名	在学部・学科／研究科・専攻	学 部	学 科
年 月 日生	研究科	専攻	
修論の研究テーマ			
指導教授			
学力・人物等を総合し、奨学生として推薦することについてのご意見を記入して下さい。			
備 考			

古河電気工業株式会社 奨学金制度
(1960 年制定・2024 年度奨学金規程より抜粋)

1. 目的

理工系の大学院生における修学を援助し、将来有望な人材を育成することを目的とする。(第 1 章 第 1 条)

2. 対象者

理工系の大学院の博士課程前期一年生で、指導教官より推薦を受けたものについて、面接の上決定する。

(第 1 章 第 2 条、第 2 章 第 3 条)

3. 奨学金の金額

奨学金は月額 80,000 円とし、奨学生に決定した月よりその後の正規の在学期間中貸与する。(第 2 章 第 4 条)

4. 奨学金借用書

奨学生に決定したときは、保証人と連署の奨学金借用書を提出しなければならない。

(第 2 章 第 7 条)

5. 奨学金の休止、打切

奨学生が休学したときは貸与を休止し、また傷病のため成業の見込みのないとき、学業成績・操行が不良となったとき、退学したときなどは打切とする。

(第 2 章 第 9 条、第 10 条)

6. 返済

1. 卒業後当社に入社したもの以外は、卒業の月の翌月から 10 年以内に奨学金の全額を半年賦もしくは年賦により返済しなければならない。

但し、卒業後当社に入社したものについても、3 年以内に自己都合によって退職し、または懲戒解雇された場合にはこれを返済させる。

2. 奨学金を打ち切られまたは辞退したときは、その翌月から 10 年以内に返済しなければならない。(第 2 章 第 11 条)

7. 利息

奨学金は無利子とする。ただし正当と認められる事由なく返済を遅延したときは、延滞している割賦金の額に対し、年(365 日)あたり 10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金を課する。(第 2 章 第 12 条)

8. 返済の猶予または免除

疾病、死亡その他の正当な事由のため奨学金の返済が困難となり、人事部長が適当と認めたときは、奨学金の返済を猶予または免除することがある。(第 2 章 第 13 条)

以上